

倉敷市取付ます工事仕様書

令和 7 年 4 月

倉敷市環境局下水道部

発行・改定履歴

令和 7 年 4 月 2 8 日 発行

第1章 共 通

第1節 適 用

1-1-1 適 用

本仕様書は倉敷市（以下「本市」という。）内で行われる取付ます工事について適用するものとする。

第2節 適用すべき諸基準

1-2-1 倉敷市環境局下水道部 仕様書

- (1) アルカリ骨材反応抑制対策仕様書（下水道土木構造物）
- (2) 下水道用鋳鉄製マンホール蓋（Φ600mm）仕様書
- (3) 下水道用鋳鉄製マンホール蓋（Φ900-600mm）仕様書
- (4) 下水道用鋳鉄製防護蓋（Φ300mm・Φ200mm）仕様書
- (5) マンホール用可とう性継手に関する仕様書
- (6) 硬質塩化ビニル製汚水ます仕様書
- (7) 地中空洞調査仕様書
- (8) 電子媒体（デジタルカメラ）での工事写真管理仕様書
- (9) 建物等調査工仕様書
- (10) 水道用石綿セメント管撤去仕様書
- (11) マンホール用可とう性継手（小口径推進工法箇所）に関する仕様書
- (12) 組立マンホール仕様書

第2章 施 工

第1節 適 用

2-1-1 適 用

本章は本市内で行われる取付ます工事に適用する。

第2節 一般的事項

2-2-1 既設下水道施設への接続

- 1 既設施設への接続に当っては、既設管底及びマンホール高さを照査しなければならない。
- 2 管の閉塞を行う必要がある場合は、市の承諾を得た上で行わなければならない。
- 3 工事中発生した残材は管内へ流入させてはならない。

第3節 使用材料

2-3-1 使用材料一般

工事で使用する材料については、日本下水道協会規格（以下「J S W A S」という。）及び日本工業規格（以下「J I S」という。）によるものとし、前記の規格にないものについては、類似するJ S W A S及びJ I S製品と同等以上の性能を持つものを使用しなければならない。

2-3-2 レディーミクストコンクリート

- 1 一般部に使用するレディーミクストコンクリートについては、無筋コンクリートは18-8-40BB、鉄筋コンクリートは24-8-20BB同等品以上とする。
なお、水セメント比については、無筋コンクリートは60%以下、鉄筋コンクリートは55%以下とする。
- 2 水密性を要する部分（マンホール等）に使用するレディーミクストコンクリートについては、無筋コンクリートは24-8-40BB、鉄筋コンクリートは24-8-20BB同等品以上とする。
なお、水セメント比については、無筋コンクリート、鉄筋コンクリートの区分なく、55%以下とする。

第4節 管きょ工（開削）

2-4-1 管路土工

埋戻しについては、地耐力を確保するよう、十分転圧を行わなければならない。

2-4-2 管布設工

- 1 管の布設は、上流側、下流側を間違えないようにし、管の布設高さ及び勾配等を正確に保ち、管の据付けを行うとともに、漏水、不陸、偏心等がないように施工しなければならない。

2-4-3 管基礎工

管基礎については、基礎条件が管体の応力に大きく影響するため、管理設基礎の施工は特に慎重に行わなければならない。

第5節 取付管およびます工

2-5-1 一般的事項

- 1 施工者は、ます及び取付管の施工に必要な調査を行わなければならない。
- 2 汚水ます・雨水ますともに深さの設定は、その目的を達するものでなくてはならない。
- 3 構造については、本市下水道施設（管きょ）標準図を原則とする。

2-5-2 ます設置工

- 1 取付ますについては、深さを基に以下の表から内径及び構造を決定する。なお、これが困難な場合は市に協議しなければならない。

本体種類 深さ	塩ビます (φ 2 0 0)	塩ビます (φ 3 0 0)	マンホール (1号・楕円)
～1.5m以下	○	×	×
1.5m超～ 3.5m	×	○	×
3.5m超、 プール等の接続で 特別な場合	×	×	○

- 2 塩ビ製汚水ますの構造については、本市硬質塩化ビニル製汚水ます仕様書によるものとする。
- 3 塩ビ製汚水ます（内径 200 mm）を使用する場合は、自在流入タイプを標準とし、JSWAS K-7 同等品以上としなければならない。
- 4 塩ビ製汚水ます（内径 300 mm）を使用する場合は、自在流入タイプを標準とし、JSWAS K-9 同等品以上となければならない。
- 5 マンホールを使用する場合は、本市組立マンホール仕様書によるものとする。

2-5-3 ます蓋

- 1 取付ますに用いる蓋については、内径及び構造を基に以下の表から種類を決定する。なお、これが困難な場合は市に協議しなければならない。

本体種類 蓋種類	塩ビます (φ 2 0 0)	塩ビます (φ 3 0 0)	マンホール (1号・楕円)
ワンタッチ式 オスタイプ・鎖付 ミカゲ (T-2)	○	○	×
防護ふた	T-8 ○ T-14 使用には注意 T-25 使用には注意	T-8 ○ T-14 使用には注意 T-25 使用には注意	×
φ 6 0 0 グランド マンホール	×	×	T-14 ○ T-25 使用には注意

- 2 取付ますに用いる蓋は本市硬質塩化ビニル製汚水ます仕様書によるものを標準とし、ます本体を車両荷重等により破損しない位置に設置すること。
- 3 事情により車両荷重等が避けられない場合は、必要な耐荷重を持つ防護蓋を使用すること。防護蓋の構造については、本市下水道用鋳鉄製防護蓋 (Φ 300mm・Φ 200mm) 仕様書によるものとする。
- 4 グランドマンホールの蓋の使用区分については、以下のとおり。ただし、設置前に市に協議しなければならない。
T-14 T-25 を使用しない場合
T-25 大型車が頻繁に通行する路線

2-5-4 私道等への設置

- 1 私道等の官民境界に設置する場合、構造をマンホール（φ300mm 塩ビマンホールを含む）としなければならない。

2-5-5 本管との接合

- 1 支管は、可とう性支管を標準とする。やむを得ない場合、市に協議しなければならない。
- 2 支管は、本管の管頂 120° の間に取り付ける事を標準とする。やむを得ない場合、市に協議しなければならない。
- 3 接合剤はエポキシ性接合剤を使用する。
- 4 塗布後、素早く接合し、番線（#1 2）又は専用バンドで支管と本管を十分締め付け圧着しなければならない。
- 5 本管内面にはみ出した接合剤は、十分拭き取らなければならない。

2-5-6 本管との接合（更生管（自立管））

- 1 支管は、更生用メカロック支管を標準とする。なお、製品については、公益財団法人 日本下水道新技術機構の発行する建設技術審査証明を取得しているものに限るものとする。やむを得ない場合、市に協議しなければならない。
- 2 支管は、本管の管頂 120° の間に取り付ける事を標準とする。やむを得ない場合、市に協議しなければならない。
- 3 専用のディスクグラインダー等で切断し既設管を取り除く際は、更生管を切断しないように注意しなければならない。
- 4 切断した既設管をパール等で取り除く際は、本管を傷つけないように既設管を取り除かなければならない。
- 5 支管取り付け前に更生管の種類・厚さを確認し製品の適応範囲内かを確認しなければならない。
- 6 ツメが確実に収まったか、確認しなければならない。
- 7 既設管と更生管の間には専用のエポキシ樹脂材で止水処理を行わなければならない。

2-5-7 取付管

- 1 JSWAS K-1 同等品以上としなければならない。
- 2 接続する下水道本管が合流式の場合は内径 150mm とする。
- 3 接続する下水道本管が分流式の場合は排水人口を基に以下の表から内径を決定する。なお、これが困難な場合は排水元となる施設の種類から勘案し、必要な性能を持つ内径を選択すること。ただし、下水道本管の管径以下とする。

取付管内径（mm）	排水人口（人）	備考（参考）
100 以上	150 未満	一般家庭、アパート、コーポなど
125 以上	150 以上 300 未満	
150 以上	300 以上 500 未満	アパート、コーポ、スーパーマーケット、病院、マンション、学校など
200 以上	500 以上	学校（プール）など

- 4 取付管が水路を横断、下越または床版等に添架する場合、防護方法について市と協議を行い、申請者負担で施工すること。

- 5 使用する曲管の角度は 60 度までとする。ただし、マンホール直取りでの副管形式の大曲曲管、縦型タイプのますと取付管接合部の大曲曲管については 90 度曲管の使用を可能とする。
- 6 縦型タイプのますと取付管接合部の大曲曲管を除き、曲管の使用は最大 2 個までとする。
- 7 取付管の離隔は、100cm 以上とすること。
- 8 マンホール付近での取付管施工は、マンホール接手から 0.5m 以上離して施工すること。
- 9 最上流部においては、取付管をマンホールに直接接続することを原則とする。接続個数は、1 号組立マンホールの場合は、3 箇所までとし必ずインバートを施工すること。また、取付管と取付管の離隔は 15cm 以上離すこと。
- 10 既設取付ますを改造及び撤去する場合は、市と協議を行い申請者負担で施工すること。
- 11 土被りの 1/2 付近の 2 層のうち上側へ埋設シート（茶色）を布設すること。
- 12 取付管を撤去する場合は、支管口直近部で確実にキャップ止めを行うこと。

第 6 節 マンホール工

2-6-1 一般的事項

- 1 管取付部は取り合わせよく接合しなければならない。
- 2 構造については、本市下水道施設（管きょ）標準図を原則とする。

2-6-2 マンホール蓋及び防護蓋

- 1 標準マンホール、組立マンホール及び特殊マンホールに使用するマンホール蓋については、付属仕様書（2）下水道用鋳鉄製マンホール蓋（ $\phi 600$ mm）仕様書、（3）下水道用鋳鉄製マンホール蓋（ $\phi 900-600$ mm）仕様書によるものとする。
- 2 小型マンホールに使用する防護蓋については、付属仕様書（4）下水道用鋳鉄製防護蓋（ $\phi 300$ mm・ $\phi 200$ mm）仕様書によるものとする。

2-6-3 躯体コンクリート

標準マンホール及び特殊マンホールに使用するレディーミクストコンクリートについては、鉄筋コンクリート、無筋コンクリートを区分することなく、圧縮強度は 24N/mm^2 以上、水セメント比は 55% 以下とする。

2-6-4 モルタル

モルタルの配合について、水密性を要する箇所については 1：2、その他の箇所については 1：3 とする。

2-6-5 組立マンホール

- 1 ブロックの組合せは原則として任意とする。
- 2 ブロック類の据付け接合はシーリング材、緊結材で連結し、目地ずれのないようにするとともに、漏水等がないように仕上げなければならない。
- 3 マンホール継手については、マンホール用可とう性継手に関する仕様書によるものとする。

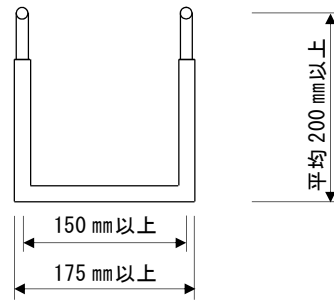
2-6-6 足掛金物

標準マンホール及び組立マンホールの後付けにて用いる足掛金物については以下のとおりとする。

- 1 芯材について、材質は SUS403 同等品以上とし、径は $\phi 19\text{mm}$ 以上とする。
- 2 取付方法について、先付けにて施工する場合は型枠同時打込みによる固定とし、後付けにて施工する場合はエポキシ樹脂等による完全固定とする。なお、後付け施工に使用する固定材については、監督員の承諾を受けなければならない。

- 3 足掛金物の規格は以下のとおりとする。

足掛金物サイズ



2-6-7 マンホール調整部の調整金物及び調整モルタル

標準マンホール及び組立マンホールのマンホール蓋調整部については以下のとおりとする。

- 1 調整金具については、施工時の緊結ボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造のものを使用しなければならない。
- 2 調整モルタルについては、無収縮性、高流動性、超早強性を有するモルタルを使用しなければならない。
- 3 調整モルタルの施工については、充填不足とならないよう2～3箇所のアンカー穴から充填しなければならない。
- 4 上記の調整金具及び調整モルタル材については、監督員の承諾を受けなければならない。

2-6-8 塩ビマンホール

- 1 内径 300mm とし、JSWAS K-9 同等品以上としなければならない。
- 2 塩ビマンホールの埋戻について、下水道本管の保護材上端から 20cm 間を、保護材又は、本管一次埋戻材とする。また、マンホール防護蓋の沈下を防止するため、塩ビマンホール周辺を舗装下端から前述の埋戻上端まで、碎石（底幅 900、もしくは、550×延長 900 以上）で埋戻すこと。